

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ～ 保険料率の見直しについて ～

### ■ 保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっていきます。令和8・9年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

＜医療分＞						
● <b>均等割</b> (被保険者が等しく負担)	<table border="1"> <tr> <td>令和6・7年度 (年間)</td> <td>52,953円</td> <td>⇒</td> <td>令和8・9年度 (年間)</td> <td><b>59,963円</b> (7,010円増)</td> </tr> </table>	令和6・7年度 (年間)	52,953円	⇒	令和8・9年度 (年間)	<b>59,963円</b> (7,010円増)
令和6・7年度 (年間)	52,953円	⇒	令和8・9年度 (年間)	<b>59,963円</b> (7,010円増)		
● <b>所得割</b> (被保険者の所得に応じて負担)	<table border="1"> <tr> <td>令和6・7年度 (年間)</td> <td>11.79%</td> <td>⇒</td> <td>令和8・9年度 (年間)</td> <td><b>11.61%</b> (0.18ポイント減)</td> </tr> </table>	令和6・7年度 (年間)	11.79%	⇒	令和8・9年度 (年間)	<b>11.61%</b> (0.18ポイント減)
令和6・7年度 (年間)	11.79%	⇒	令和8・9年度 (年間)	<b>11.61%</b> (0.18ポイント減)		
● <b>賦課限度額</b> (1年間の保険料の上限額)	<table border="1"> <tr> <td>令和6・7年度 (年間)</td> <td>80万円</td> <td>⇒</td> <td>令和8・9年度 (年間)</td> <td><b>85万円</b> (5万円増)</td> </tr> </table>	令和6・7年度 (年間)	80万円	⇒	令和8・9年度 (年間)	<b>85万円</b> (5万円増)
令和6・7年度 (年間)	80万円	⇒	令和8・9年度 (年間)	<b>85万円</b> (5万円増)		
＜子ども分＞						
● <b>均等割</b> (被保険者が等しく負担)	令和8年度 (年間) <b>1,364円</b>					
● <b>所得割</b> (被保険者の所得に応じて負担)	令和8年度 (年間) <b>0.28%</b>					
● <b>賦課限度額</b> (1年間の保険料の上限額)	令和8年度 (年間) <b>2万1千円</b>					

### ■ 保険料率に関する制度改正があります

#### 【令和8年度からの制度改正の内容】

- 令和8年度から子ども・子育て支援金制度が施行されることに伴い、医療分の保険料率とは別に、子ども分の保険料率を算定します。※令和9年度の子ども分保険料率は令和8年度中に算定します。
- 子ども・子育て支援金制度の施行について、詳しくは子ども家庭庁ホームページをご覧ください。  
<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodatেশienkinseido>

#### 【令和6年度からの制度改正の内容】

- すべての国民が、年齢に関わりなく負担能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うことを目的とした制度改正が行われました。
- 後期高齢者一人当たりの保険料の伸び率を現役世代一人当たりの後期高齢者支援金の伸び率と合わせるよう、後期高齢者負担率の設定方法が見直されました。
- 子育てを全世代で支え合うため、後期高齢者医療制度から、出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みが導入されました。
- この制度改正の影響を受け、被保険者の皆さまに負担いただく保険料は増加することとなりました。

### ■ 均等割5割・2割軽減の範囲が見直しされました

- 保険料均等割軽減のうち、5割・2割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【令和7年度】

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合
43万円 + (30万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	5割軽減
43万円 + (56万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2割軽減

【令和8年度から】

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合
43万円 + ( <b>31万円</b> × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	5割軽減
43万円 + ( <b>57万円</b> × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2割軽減

## ■ 医療分の均等割 7 割軽減が 7.2 割軽減になります

- 医療分保険料均等割軽減のうち、7 割軽減対象者は、制度改正影響緩和のため 7.2 割軽減となります。  
※子ども分は変わりません。

## ■ 保険料の計算方法(令和 8・9 年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

<医療分>

<b>均等割</b> <small>【1人当たり保険料】</small> <b>59,963円</b>	+	<b>所得割</b> <small>【本人の所得に応じた額】</small> <small>(令和7年中の所得—最大43万円)</small> <small>× 11.61%</small>	=	<b>1年間の保険料</b> <small>【限度額85万円】</small> <small>(100円未満切捨)</small>
---	---	--	---	---

<子ども分>

<b>均等割</b> <small>【1人当たり保険料】</small> <b>1,364円</b>	+	<b>所得割</b> <small>【本人の所得に応じた額】</small> <small>(令和7年中の所得—最大43万円)</small> <small>× 0.28%</small>	=	<b>1年間の保険料</b> <small>【限度額2万1千円】</small> <small>(100円未満切捨)</small>
--	---	---	---	--

**<医療分> + <子ども分> = 1年間の保険料**

- 1年間の保険料の上限額は医療分が85万円、子ども分が2万1千円です。
- 所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

令和8年度の保険料額は、6月に個別にお知らせします。

## ■ 保険料の軽減について(令和8年度)

次の①～②に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。

### ① 均等割の軽減

軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。

被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

昭和34年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

<医療分>

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合	年間の均等割額	前年度比
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7.2割軽減	16,789円	約 904円増
43万円+ (31万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	5割軽減	29,981円	約 3,505円増
43万円+ (57万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	2割軽減	47,970円	約 5,608円増

<子ども分>

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合	年間の均等割額
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割軽減	409円
43万円+ (31万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	5割軽減	682円
43万円+ (57万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	2割軽減	1,091円

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・ 給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・ 公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方

### ② 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ、均等割が5割軽減となります。

(医療分 59,963円→29,981円 子ども分 1,364円→682円)

※ 被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階

電話 011-290-5601

鶴居村役場住民生活課 保険年金係

〒085-1203

阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1番地

電話 0154-64-2113